

監査報告書

平成 29 年 4 月 26 日

社会福祉法人旭福社会
理事長 大倉美知男 殿

監事 塚崎育生



監事 岩倉初喜



私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2、監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

3、その他

公用車（スズキワゴンR）が購入してから 15 年経過しており、走行距離も 10 万キロ以上であり安全面からリフト付き軽自動車の更新が急がれます。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 10 日

社会福祉法人 旭福社会
理事長 大倉 美知男 殿

古永公認会計士事務所

公認会計士 古永雅則 

私は、社会福祉法人旭福社会の平成 28 会計年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録及び計算書類の注記について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人旭福社会の平成 28 会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社会福祉法人旭福社会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


内部監査報告書

平成 29 年 4 月 26 日

社会福祉法人 旭福社会
理事長 大倉美知男 様

経理規程第⁶⁵59条に基づき実施した平成²⁸27年度内部経理監査の結果について、
次のとおり報告します。

内部経理監査担当者

森 下 照美 

1、 監査日時

平成 29 年 4 月 26 日（水曜日） 16 時 00 分 ～ 17 時 00 分

2、 監査場所

特別養護老人ホーム あさひ園 会議室

3、 監査実施内容

社会福祉法人旭福社会の会計処理について、別紙「内部経理監査点検表」に従って監査を実施した。

4、 監査の結果

(1) 内部経理監査担当者の意見

会計処理については、経理規程及び関連する法令に従い、適正妥当な処理をされていると認めます。

(2) 指摘事項

特にありません